

第8回仙台国際音楽コンクール 新型コロナウイルス感染症対策に関する運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台国際音楽コンクール規約（1999年11月4日仙台国際音楽コンクール組織委員会議決。）第25条に基づき、第8回仙台国際音楽コンクール（以下「コンクール」という。）の出場者における新型コロナウイルス感染症対策に関し、必要な事項を定める。

(感染症対策への同意)

第2条 出場者は、「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（2020年6月11日クラシック音楽公演運営推進協議会策定）」、新型コロナウイルス感染症対策に関する宮城県からの要請及び仙台市が策定するガイドライン等に基づき仙台国際音楽コンクール事務局（以下「事務局」という。）が実施する感染症対策（以下「感染症対策」という。）に従うことに同意しなければならない。

(出場者の健康管理)

第3条 出場者は、出場登録日を含むコンクール出場期間中、事務局が定める健康チェックを毎日行い、事務局が求めたときには、その結果を事務局に報告しなければならない。

2 事務局は、出場登録日を含むコンクール出場期間中、出場者の健康チェックの結果や体調から判断し、出場者に新型コロナウイルス感染症の判定検査や診察を受けさせることができる。

(出場停止)

第4条 出場者は、第2条に定める感染症対策に従うことに同意しない場合は、コンクールに出場することができない。

2 出場者は、次の各号に該当する場合は、それ以降行われる審査段階に出場できない。

- 一 出場登録日を含むコンクール出場期間中に新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合
- 二 コンクール出場期間中に公的機関に新型コロナウイルス感染症の陽性者の濃厚接触者と特定され、外出自粛を求められた場合
- 三 前条第1項に定める健康チェックの結果の報告を拒否、または虚偽の報告をした場合
- 四 前条第2項に定める新型コロナウイルス感染症の判定検査や診察を拒否した場合

(待機にかかる宿泊費)

第5条 事務局が指定する宿舎で新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措

置として国が定める待機を行う場合、その期間の宿泊費は事務局が負担する。

2 出場者が新型コロナウイルス感染症の陽性者の濃厚接触者と特定され、事務局が指定する宿舎で待機を行う場合は、その期間の宿泊費は事務局が負担する。

(練習時間の調整等)

第6条 コンクールのピアノ部門において、前条第1項に定める待機が必要となる出場者については、練習時間などを調整することがある。また、事務局が指定した宿舎で待機を行う場合は、事務局が定めた期間に限り、事務局は出場者が宿舎で電子ピアノを無償で使用できるよう手配する。

(プライバシーポリシー)

第7条 出場者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または新型コロナウイルス感染症の陽性者の濃厚接触者と特定された場合は、公的機関に個人情報を提供する場合がある。

(日本の法律等への準拠)

第8条 新型コロナウイルス感染症にかかる検査、診察等で得られた個人情報は日本の法律に基づき事務局が管理し、コンクールの運営上必要な場合にのみ使用する。

附則

この規程は、2022年5月17日から実施する。